

(別紙様式1)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画

都道府県名：和歌山県
農業委員会名：かつらぎ町農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年4月1日現在)

1 農家・農地等の概要

	農家数(戸)
総農家数	1,319
自給的農家数	294
販売農家数	1,025
主業農家数	329
準主業農家数	185
副業的農家数	511

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,865
女性	955
40代以下	110

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	97
基本構想水準到達者	169
認定新規就農者	12
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	234	1,450				1,680
経営耕地面積	126	990	36	954		1,116
遊休農地面積	4	41	15	26		45
農地台帳面積	366	2,210				2,576

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 年 月 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数								
認定農業者								
女性								
40代以下								

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 5年 7月 1 9日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	13	13			
認定農業者	—	6			
認定農業者に準ずる者	—	1			
女性	—	1			
40代以下	—	—			
中立委員	—	1			

*現在の体制を記載することとし、旧・新しいいずれかの記載事項は削除

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	1,680 ha	546 ha	32.50%
課 題	町内農地の大部分が中山間地域に位置し、不整形な急傾斜地の樹園地で遊休農地が増加しており、また、農業従事者の減少・高齢化等による担い手不足等が、農地の確保・有効利用を図る上での課題となっている。農地が遊休化するまでに積極的に担い手へのあっせんを図っていくとともに、遊休農地の中で農地として再利用可能なものについても調査し、担い手への集積を行うことが必要である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	556 ha	(うち新規集積面積	10 ha)
	目標設定の考え方: 経営が成り立つ面積を目標に年単位で段階的な経営規模の拡大			
活動計画	通年、町広報誌やホームページ等を活用し、期間を定めて安心して貸し借りができる農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の制度周知を実施。また、中間管理機構やJA等の関係機関と連携し情報の共有を図り、積極的に担い手への農地あっせん活動を行う。			

※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入

※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

III 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	3 経営体	1 経営体	1 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	2.35 ha	0.36 ha	0.28 ha
課 題	急傾斜地の多い条件不利地域であることと、近年の農産物販売価格の下落などにより、農業による生計維持が非常に苦しくなり、本町でも年々農業後継者が減少し、農家の高齢化が進んでいる。こうした状況から、担い手の育成が急務となっており、農業の新規参入者や、町外からの農業参入者を創出していく必要がある。		

※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

参入目標数	3 経営体	参入目標面積	1.5 ha
活動計画	・地域との情報交換や、様々な農業者と交流できる機会を持ち、ネットワークづくりを推進する。 ・若手農業者等から新規就農や規模拡大の相談の際、JA、農業大学校等関係機関と連携し、安定就農出来る様支援する。		

※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入

※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

IV 遊休農地に関する措置

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	1,725 ha	45 ha	2.61%
課 題	急傾斜地での果樹栽培が多い本町の立地条件や、農家の高齢化と担い手不足、農産物販売価格の低迷などにより遊休農地が増加している。特に遊休農地の大部分が山間部の急傾斜地に存在し、耕作不便で労力の面で多大な負担を強いられることから、所有者に貸付希望があつても借り手が見つからず、一度放棄地になると農地への復元が困難である。		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び活動計画

目 標	遊休農地の解消面積 2 ha		
	目標設定の考え方:遊休農地の大部分が山間部の急傾斜地であり、労力負担が大きく農地としての維持が困難であることから、景観作物の植栽や山林への転用を図るとともに、平坦地や緩傾斜地など比較的に解消を図りやすい農地から順に段階を経て解消を目指す。		
活動計画	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	30人	6月～8月	9月～10月
農地の利用状況調査	農業委員と農地利用最適化推進委員及び町担当職員の連携により現地確認を行い、所有者、番地、面積、現況を調査し、その状況を耕作放棄地管理システムに入力し、地図データとリンクさせデータベース化を図る。また、農業上利用を図るべき農地と活用が困難な農地に分類する。		
	調査方法		
農地の利用意向調査	実施時期	調査結果取りまとめ時期	
	10月～11月	11月～12月	
その他	町単独の補助制度により、遊休農地の解消を促進する。		

※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等の目標を記入しても差し支えない

※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	1,680 ha	0.06 ha
課 題	一時的な農地の転用や自己所有農地を農家自らが転用する場合、高齢者など一部農業者の中で農地法に基づく農地転用許可制度を知らない農業者があり、より一層制度の周知を図る必要がある。	

※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の活動計画

活動計画	・8月を目途に町広報紙、ホームページなどの媒体を利用し制度の周知を図り、また、農家相談、各種会議等においても啓発活動を実施する。 ・農業委員会が実施している農地パトロールをより徹底し、早期発見・未然に防止できるように努め、発見した場合は早急に是正を行うよう指導する。
------	--

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入